

令和6年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第130号	令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）	総務部
議案第131号	令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	保健福祉部
議案第132号	令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第133号	令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第134号	令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）	産業観光部
議案第135号	令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）	上下水道部
議案第136号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道部
議案第137号	那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
報告第33号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

議案 第130号

令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第131号

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第132号

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第133号

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第134号

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第135号

令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第136号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第137号

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「68.75」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを、「58.75」との次に「、100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とを加える。

第17条の4第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				

	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、別に定めがあるものを除くほか」を加える。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第9条第1項第2号中「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第9条の2を第9条の4とし、第9条の次に次の見出し及び2条を加える。

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、職員の在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、市規則で定める。

第9条の3 前条の規定にかかわらず、前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が市規則で定める本市の級地に適用される支給割合（以下「本市の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割

合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年那須塩原市条例第198号）の適用を受ける職員、那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年那須塩原市条例第51号）の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又は那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第31号）の適用を受ける職員が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、市規則で定める本市の級地以外の級地が適用される地域又は地域手当の支給対象とならない地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条第1項第1号中「項から第3項までにおいて「交通機関等）」を「条において「交通機関等）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「)。」を「)）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号）」の次に「、次項及び第5項」を加え、「でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」と

いう。)

第10条第4項中「規定は、」の次に「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第16条の3第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を、「時間に勤務」の次に「を」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第17条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の4第2項第1号中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に改め、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）」を「100分の60」に改め、同条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の6中「及び第8条から第9条の2まで」を「、第8条及び第9条」に改める。

第17条の7及び第18条第2項から第5項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	

12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	

71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額 円							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年那須塩原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の表1の項中「380,000」を「392,000」に改め、同表2の項中「427,000」を「440,000」に改め、同表3の項中「477,000」を「492,000」に改め、同表4の項中「539,000」を「555,000」に改め、同表5の項中「615,000」を「634,000」に改める。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第9条の2」を「第9条」に、「第17条の4」を「第9条の4」に改め、同条第2項中「及び第17条第2項」を「、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「とする」を「と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

(那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年那須塩原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500

10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,100
35	232,200
36	233,300
37	234,400
38	235,400
39	236,400
40	237,300
41	238,200
42	239,100
43	239,900
44	240,700
45	241,400
46	242,000
47	242,600
48	243,200
49	243,800
50	244,400
51	245,000
52	245,500
53	246,000
54	246,400
55	246,700
56	247,000
57	247,300
58	247,600
59	247,900
60	248,200
61	248,500
62	248,800
63	249,100
64	249,400
65	249,700
66	250,000
67	250,300
68	250,600

69	250,900
70	251,200
71	251,500
72	251,800
73	252,100
74	252,400
75	252,700
76	253,000
77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,200
91	257,500
92	257,800
93	258,100

(那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条第2項を削る。

第23条中「、第6条及び第9条」を削り、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第1項中「第10条、第11条」を「第11条、第12条」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「第10条、第11条」を「第11条、第12条」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第6条 地域手当は、職員の在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、

当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に在勤する職員に支給する。

(那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第24条を第25条とする。

第23条中「、第5条及び第14条」を削り、同条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第1項中「休暇等条例」を「那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）（以下「休暇等条例」という。）」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第2項中「第8条、第9条」を「第9条、第10条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条 地域手当は、職員の在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

(那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第17条第7項中「及び第8条から第9条の2まで」を「、第8条及び第9条」に改める。

附則第20条を次のように改める。

第20条 削除

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年2月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定並びに附則第3条から第7条までは、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第4条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当

該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第2条改正給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

(通勤手当に関する経過措置)

第7条 第2条改正給与条例第10条第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(市規則への委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則別表

旧号俸	新号俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		

69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

報告 第33号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月20日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月11日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年9月2日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 78,344円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は97,930円とし、過失割合は市側が80パーセント、相手側が20パーセントとする。
市は、市責任額78,344円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇